

## 支給要件と申請方法について (※必ずご確認ください)

### 【支給対象者について】

- 以下の①～③のいずれかに該当する児童を養育する保護者(※)  
(※)「児童を養育する保護者」とは、主たる生計維持者(保護者のうち所得が高い方)をいいます。  
ただし、主たる生計維持者の所得が所得制限限度額以上の方は対象外となります。

- ① 令和3年9月分の児童手当の対象児童(公務員)
- ② 高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(配偶者を有している児童がいる場合は対象外となります)
- ③ 令和4年3月31日までに生まれた児童(新生児)

- 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

### 【注意事項】

- 主たる生計維持者(保護者のうち所得が高い方)の令和2年の所得で判定します。
  - 所得制限限度額以上の方は、特例給付(※)相当となり支給対象者になりません。  
(※)「特例給付」とは、児童1人当たり月額一律5,000円の方をいいます。
  - 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。
  - 所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額となります。
  - 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。
- 児童養護施設等へ入所中の児童については、児童養護施設等に別途支給することとなります。

### 【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり **10万円(現金一括給付)** です。

### 【申請方法等について】

- 本通知(※)を受けた方で、支給要件に該当する場合、**申請が必要です。**  
(※)「本通知」は、基本的に公務員や対象児童が高校生等のみの世帯および新生児が生まれた世帯に発送していますが、単身赴任等を理由に他市町村から対象児童の令和3年9月分児童手当の支給を受けている配偶者がいる場合は、児童手当支給市町村から本給付金が支給されます。(※二重申請等にご注意ください。)

#### 1. 申請期間

令和4年1月4日(火)～令和4年2月28日(月)まで  
(ただし、新生児で上記期間に間に合わない場合、期間後も申請を受け付けます。  
速やかに申請手続きをお願いします。)

#### 2. 申請書の提出先(提出書類は申請書と裏面「提出前チェックリスト」に記載の【添付書類】を提出してください。)

**公務員** …令和3年9月30日時点で生計維持者(※)が居住していた市町村  
**高校生等** (※)公務員の場合は、令和3年9月分児童手当の受給者

**新生児** …児童手当が認定された時点(※)で生計維持者が居住していた市町村  
(※)基本的には生まれた児童の誕生日を想定しています。

注1) 対象児童の要件に応じて申請先が異なりますのでご注意ください。

注2) 児童と保護者が通学等を理由に別居している場合は、令和3年9月30日時点で生計維持者が居住する市町村に申請してください。

#### 3. 申請方法

(1)窓口申請(※提出先は下記のとおり)

萩市子育て支援課(萩市総合福祉センター2階)、各総合事務所、支所・出張所

(2)郵送申請(※申請期限までに必ず届くようにしてください。)

#### 【宛先】

〒758-8555 山口県萩市大字江向510番地  
萩市役所子育て支援課「子育て特別給付金」担当 宛

#### 4. 支給日

申請後随時審査を行い、郵送にて支給日を通知します。

## 提出前チェックリスト

子育て世帯への臨時特別給付金の申請前に、必ずご自身で下記項目をご確認のうえ、ご提出ください。

【支給要件】 ※確認した項目に「✓」を入れてください。

- 下記①～③のいずれかの支給対象児童を養育している
- ① 令和3年9月分の児童手当の対象児童（公務員）
  - ② 高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童（配偶者を有している児童がいる場合は対象外となります）
  - ③ 令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）
- 申請者は、児童を養育する保護者のうち令和2年中の所得が高い方としている  
※公務員の場合は、令和3年9月分児童手当の受給者となっていますか。  
※高校生等の「児童を養育する保護者」とは、基準日の令和3年9月30日時点の保護者を指します。
- 令和3年9月30日時点で申請者の住民票が萩市にある  
※新生児は、児童手当が認定された時点となります。

【添付書類】 ※確認した項目に「✓」を入れてください。

- 本人確認書類（申請者本人のみ）の写しを添付した
- 振込先金融機関口座確認書類の写しを添付した
- (以下、該当される場合のみ「✓」を入れてください)
- 対象児童の住民票（原本）を添付した  
(申請者と対象児童が別居（萩市外）の場合必要です)

≪高校生等の保護者の方・公務員で新生児の保護者≫

- 申請者／配偶者等の令和3年度(令和2年中)所得課税証明書（原本）を添付した  
(令和3年1月2日以降に萩市に転入した場合は必要です)

≪公務員の方≫

- 令和3年9月分児童手当（本則給付）を受給していることが分かる書類の写しを添付した  
(所属庁で一括証明が発行される場合は省略できます。所属庁にご確認ください。)

### 【その他】

- DV被害によりお子さんとともに避難されている方等について  
令和3年9月分の児童手当（公務員）の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合や、令和3年9月30日時点で配偶者（DV加害者）が生計維持者の場合であっても、萩市で子育て世帯への臨時特別給付金を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。  
本給付金は一方の保護者に支給決定された場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 申請書の不備および口座解約・変更等に伴い給付金の支給が完了できない場合について  
申請書の不備および口座解約・変更等に伴い給付金の支給が完了せず、令和4年3月31日までに、申請者に連絡・確認できない場合、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の返還について  
子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた場合は、給付金の返還を求めます。(二重に対象児童の給付金を受給している場合を含む。)
- 権利の譲り渡し等について  
子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

### 【萩市からの問合せについて】

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！**

- 申請内容に不明な点があった場合、萩市から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。  
もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに萩市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

〔問い合わせ先〕

〒758-8555 萩市大字江向510番地  
萩市子育て支援課子育て支援係  
連絡先：0838-25-3536（直通）